

第13回教育委員会会議

1 日時 令和3年8月10日（火） 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
中道 篤史	初等・中学校教育担当課長
古田 晃久	首席指導主事
大西 忠典	高等学校教育担当課長
松浦 令	教育政策課長
有上 裕美	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

議案第64号 職員の人事について

報告第14号 職員の人事について

報告第15号 大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて

協議題第18号 特別の教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の設置に向けた基本的な方向性について

協議題第19号 令和4年度中学校使用教科用図書採択について

協議題第20号 令和4年度高等学校使用教科用図書採択について

協議題第21号 「大阪市教育振興基本計画」について

なお、議案第64号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第18号から第21号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第14号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により報告するものである。学校運営支援センター担当係長の林富美について、令和3年8月1日付けで保健所感染症対策課担当係長を兼務するとして専決処分を行い、発令を行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第15号「大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年3月の教育委員会会議でこれまでのアンケートによる調査結果や、今後の方向性等について報告した。今回は、日常生活におけるスマホ等の適切な使用について、令和3年3月に実施したアンケートの集計結果をまとめ、この結果と、昨年度の緊急事態宣言による臨時休校期間明けの7月に実施した調査結果を比較して分かった特徴について報告する。7月の調査は、小学生及び中学生の合計3,302名を抽出することにより実施した。また3月の調査では、小学生及び中学生の合計31,879名を対象に実施した。小学校6年生、中学校2年生ともに、スマートフォンの所持率が高くなり、スマートフォンと携帯電話を合わせると小学校では78.4%が、中学校では92%が自分の端末を所持している実態となった。

「ネット接続時間が4時間以上の児童生徒」の割合は、いずれの学年も減少している。

「朝食を必ず食べる」と回答した児童生徒を、ネット接続時間が4時間未満と4時間以上のグループに分類して集計すると、4時間未満の児童生徒に比べて、4時間以上ネットを使用している児童生徒の方が朝食を食べないとの回答が多いことが分かる。しかし、どちらのグループにおいても、7月に比べると「朝食を必ず食べる」とした児童生徒が増えていた現状であった。

次に「就寝時刻が12時以降の児童生徒」の割合では、先ほどと同様、ネット接続時間が4時間未満と4時間以上のグループに分類して集計すると、4時間未満の児童生徒に比べて、4時間以上ネットを使用している児童生徒の方が、就寝時間が遅いことが分かる。しかし、こちらも若干ではあるが、どのグループも12時以降に就寝する児童生徒は7月と比較すると減少傾向が見られた。自宅ではほとんどの時間を過ごしていた臨時休業期間は、生活リズムや生活習慣の乱れがあったと思われる。学校生活がスタートすることにより、臨時休業の期間よりは生活習慣が、ややではあるものの改善したのではないかと推測している。

一方、「ネット上でのけんかの経験がある児童生徒」は、7月から3月にかけて、ネット接続時間が4時間未満と4時間以上のどちらのグループでも2倍以上に増加している。また、「ネット上で課金経験がある児童生徒」の割合については、4時間未満では倍増。4時間以上の児童生徒でも増加が見られ、6割以上の児童生徒に課金の経験があることが分かった。課金の対象となるのはSNS等で使用するスタンプや、オンラインゲームにおけるアイテムの購入等と考えられる。その内、5,000円以上の課金経験も増加している。「面識のな

い人とSNS等でやりとりの経験がある児童生徒」の割合でも増加傾向が見られ、ネット接続時間が4時間未満の児童生徒でも46.9%。4時間以上の児童生徒では71.9%もの児童生徒が、面識のない人とSNSでやりとりをしており、実際にネットで知り合った人に会った児童生徒も増加傾向にあった。また、「ネット依存傾向がある児童生徒」の割合は小学校6年、中学校2年、どちらの学年でもほぼ倍増している実態が把握された。また、「家で一番することがネット」という児童生徒の割合だが、この割合についても、小学生、中学生ともに増加傾向が見られた。

これらの結果から、昨年度からの8ヶ月程度の期間でも、ネット依存傾向にある児童生徒が増加し、ネットに関する様々なトラブルについても激増している状況が分かった。そこで、ネットを利用してどのようなことをしているのかということ、小中学生ともにオンラインゲームが減少し、動画視聴が大幅に増加し、SNS利用も増加している。小学校、中学校の女子では7月と同様、動画視聴が多い状況であり、SNSの利用が増加する状況であった。特に中学校女子はSNS利用が急増している状況が見られた。

次に本市の小中学生のネット依存傾向の分布についてであるが、キンバリーヤング博士のインターネット依存度テストでは、8つの設問に5問以上該当すると答えると、ネット依存が疑われるとされている。本市では、3問もしくは4問を選択した児童生徒が最も多く、ネット依存の一步手前である「不適応使用者」とされる児童生徒、いわゆる「ネット依存予備軍」が多いことが伺える。

本市小中学生のネット依存傾向を測るための指標において、各設問に「はい」と答えた人数の多い順にまとめると、小学生と中学生は驚くことに、「はい」と答えた人数の多い順位は、同内容という結果となった。本市小学生、中学生ともに、「ネットに夢中になっている」、「予定していたより長くネットをしている」などの傾向が見られた場合は、ネット依存の初期症状ともいえるのではないかと推測する。

こちらは、ネット依存傾向と視力の関係を表したグラフになる。ネット依存度テストの選択項目数が増えるにつれて、視力が低下する児童生徒が増加することが分かり、高視力の児童生徒数が減少傾向にあることが見えてきた。

アンケート調査結果については以上である。

最後に、昨年度、初めての大阪市スマホサミットを開催し、参加した中学生から様々な意見や提言がなされた。その中で、自分たちの使用実態について、何らかの「ルールが必要ではないか。」でも、一方的に規制するのではなく、「自分たちの意見も聞いてほしい」

との意見が出されている。そこで、本年度も「大阪市スマホサミット」を開催し、先ほどのアンケート結果なども示したうえで、「ネットの依存性をなくすためにどうすればいいのか」「ネットを賢く使うためにはどうすればいいのか」というテーマのもと、現在は中学校生徒会を中心に、各校において議論を進めている最中である。さらに、本年度より小学校児童会にも参加を呼びかけ、可能な範囲で児童会を中心に議論を重ねている状況である。これら各校において議論された内容を夏休み後半頃に発表し、代表校を中心に、11月20日に開催する「大阪市スマホサミット」において、さらに議論を深め、本市の取組に発展させる予定である。その後、スマホサミットでの議論を踏まえて、ワーキング会議の中で大阪市としてのルール案を検討し、再度、教育委員会会議への提案の後、本市としての一定のルールなどの取り決めを決定して、年度末を目途に各小中学校へ通知する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 アンケート調査の結果のトラブルの経験というところで、ネット上でのけんか、これが2倍以上になっています。このけんかというのは、どのようなレベルなのでしょう。

【古田首席指導主事】 いじめも含まれますし、インスタグラムなどで誹謗中傷を行ったり、嫌がることをしたということもすべて踏まえた数になっております。

【平井委員】 かなり深刻な方向に進む可能性もある事案も含まれているように思います。学校安心ルールの下、いじめの対応については十分協議されていると思いますし、また、指導主事の先生が学校を回って指導されているということもお聞きしています。情報共有、つまり“報連相”の徹底をした上で、事案発生、即対応を徹底していただきたいと思います。

【古田首席指導主事】 はい。ありがとうございます。

【異委員】 貴重なデータをありがとうございました。すごく興味深いデータだったと思います。このデータを見る限り、ほとんどの児童生徒が、中学校は特にほとんどの生徒が所持していますので、使ってはだめということは、もう出来ないと感じております。やはり、どのように利用するか、適切な利用の仕方というところにシフトを変えていかないといけないと思っています。そして、臨時休業の時は私も実感していたのですが、生活のリズムが少し乱れてきていたのですけれど、学校が始まるとやっぱり利用する時間も短くなってきて、少しずつ改善も見られたということは、私もそれを実感しております。また、

特に私が危惧するところは、面識のない人とSNSでやりとりをすることまでは、まだ許せるというか、仕方ないというか、もちろんこれも避けてほしいのですけど、その中で知らない人と実際に会うということが、ちょっと驚きの数字で15.1%となっています。これはもう大問題だと思っております。相手は、年齢とか性別とか、いくらでも嘘をつけると思うのです。実際にそうやって、小学生や中学生といった未成年の、何も知識とかがまだない子どもが知らない人と外で会うというのは、もう本当にリスクの塊だと思うのです。もちろん、家庭で教育はしないとイケないのですけど、大問題なリスクに発展するという可能性があることについては、やはり学校でもきちっと教える、知らせてあげるということを重点的に今後もやっていかないといけないと思っております。最後に、スマホサミットはすごくいい取組だなと思っております。子どもはなかなか親とのルールは聞かない部分もありますが、子どもたちが言っているように、自分たちで考える、自分たちでルールをつくるというところを尊重して、リスクについてはこちらが提示して、知らないことは教えてあげながら、しっかり子どもたちで考える時間を設けるとするのは、親としても願っているところです。学校教育の中でも、いじめとか不登校とか、また自死につながるような問題にも発展していますので、時間を優先的に設けて取り組んでいかないといけないのではと感じました。

【古田首席指導主事】 ありがとうございます。

【森末委員】 私もこの結果を見まして、SNSの問題が大きいという感じがします。もちろん、オンラインゲームなどにのめり込んでしまって、そればかりしてしまうという中毒症状もあるんですけど、SNSの場合は他人との関係で、好ましくない関係があったり、あるいは周りで一部の人をいじめるというようなことは容易に想定できるので、これをどう規制するのかということが、次のルール化においては非常に重要な課題であると思います。実際は、なかなか絶対だめだというのは難しいでしょうけれど、ではどこまでどうやって、実効性のある制限をできるのかということは真剣に考えていかないといけないし、そこは専門家の方の意見も伺いながら、実効的な線は引いていかないといけないと思います。もう一点、ネット依存傾向を測るための指標が、小学生と中学生で一致しているということなんですけれど、数が分からないので、数は書いた方が分かりやすいです。何分の何とか、小学生で何人とか、中学生で何人とか書いていただいた方がいいのかなと思います。

【古田首席指導主事】 ありがとうございます。

【大竹委員】 スマホの問題というと、基本的にやはり日常生活で使う場面が多いので、

児童生徒がスマホサミットの中でこうしてほしいということがあれば聞きながら、守れるようなルールにしていくということと、そうは言っても、特に見知らぬ人と会うとか犯罪に巻き込まれるというところの怖さというのは、やはり教育の一環としてしっかり押さえなくてはならない。ぜひ、これから開催されるということなので、その中で、日常生活においてどうすれば守れるようなルールができるのかということを見ていただければありがたいなと思います。

【栗林委員】 今、ご指摘いただいた意見に私も基本的に賛成です。特に異先生がおっしゃるように、子どもたちがSNSや、スマートフォンの使い方を自分たちでルール化するというのは非常に重要だと思いますので、このスマホサミットのような催しをやっていただいて、自分たちで考えるということが必要です。特に、外国から見て日本の社会が、異様に見えるということが哲学者などに繰り返し指摘されています。何かというと、子どもだけじゃなく大人も、電車に乗ったら皆スマホを広げて一様に覗いている。こんな社会は一体何なんだというように言われている中で、子どもたちだけを責めることは当然できないと思います。子どもたちに自分たちでルール化しようよ、という気持ちになってもらうことが大事で、こういうデータを子どもたちに見てもらいながら、自分たちで考えていく機会をつくるということは、すごく大事だと感じていますので、よろしくをお願いします。

【福山指導部長】 様々なご意見ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたように、子どもたちがスマホ、携帯といった端末を持つのが当たり前の時代になってくるので、それをどう正しく使うのか、そして、何が危険なのかという、情報モラル、ITリテラシーなどもしっかり教育していかないといけないと思いますし、そういうことがスマホサミットの中で、子どもたちの中から意見として出てくるように、色々議論を積み重ねていきたいと思いますので、また引き続きご意見いただきますよう、よろしくをお願いします。

【山本教育長】 ありがとうございます。あまり先駆的にやっておられる例がないので大変だと思いますが、皆さん方のお知恵も借りながら、一つの先駆的な例として、ルールという言い方がいいのかどうか分かりませんが、子どもたちと我々とで共有できるような、スマホ、SNSの対応の仕方の一つの指針といったものが作り上げればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

協議題第18号「特別の教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の設置に向けた基本的な方向性について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまで、不登校児童生徒への支援の充実に向けて、様々な取組を実践しながら、不登校生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校、いわゆる「特例校」の設置に向けた取組を行ってきた。その取組内容を踏まえ、特例校設置に向けた基本的な方向性について説明する。

これまでの特例校設置に向けたスケジュールであるが、令和2年6月にもと弘治小学校に「大阪市教育支援センター」いわゆる「適応指導教室」を開設して、今年度、さらに2か所増設したうえで運営している。特例校と適応指導教室の違いは、適応指導教室は不登校児童生徒が学籍を移すことなく、教員経験者などのスタッフが学習支援などを行う施設であるが、特例校は学籍を移し、学校行事も含めて特別に編成された教育課程により教育活動を行う、専属の教職員を配置した学校であるという点である。

本市の現状としては、昨年6月に大阪市1か所目となる教育支援センター、いわゆる「適応指導教室」をもと弘治小学校跡地に設置し、今年度はもと鶴橋中学校と小中一貫校むくのき学園内の2か所に増設して、合計3か所の教育支援センターを運営している。令和4年度、5年度は、この3か所の教育支援センターを運営しながら、令和6年度4月に特例校の開校をめざすスケジュールとしている。

こちらは平成28年12月に公布された、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「確保法」の抜粋である。本法律において、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性などが規定され、第10条においては、地方公共団体において特例校を新たに設置することに取り組むことが求められ、今年度4月現在で、全国8都道府県に17校の特例校が設置されている。

次に、総合教育会議においてもお示しした、本市の不登校状況と教育支援センターの実績である。今年度は7月末現在で3か所の教育支援センターを合わせて70名以上の児童生徒が登録している状況である。特例校設置に向けた方向性について説明すると、平成30年度より適応指導教室及び特例校の設置に向け、調査研究を実施し、視察や中学校管理職に向けて調査を行ってきた。調査結果として、特例校及び適応指導教室ともに、不登校生徒に対する支援として、「条件が整えば有効」との回答が91.5%であった。管理職からの主な意見としては、不登校生徒の中には、「他の生徒から登校、学習している様子を見られることを負担に感じる者がいるため、学校外での支援が効果的である」との意見や、「不登校であっても同年代に限らず、様々な人間関係を構築する機会を提供することが重要である」

という意見があった。

また、昨年度までの教育支援センターによる、支援実績から見えてきたことをまとめると、主な特徴として、起立性調節障害、またはその傾向にあるため、学習意欲はあるものの通常の登校時間では登校が困難なケースや、居住地域の同年齢生徒との集団生活への適応が困難なケースなどがあり、いずれのケースにおいても、利用者は自身が不登校または不登校傾向にあることについて負い目に感じ、自己肯定感や自己有用感が低い傾向が見られた。教育支援センターにおいて、個々の状況に応じた支援や通所ペースを工夫することにより、学習を継続することで、生徒の達成感や安心感の醸成につながり、一部の生徒は在籍校へ登校復帰するという結果も見られた。一方で、教育支援センターへの通所を続ける生徒の中には、校外学習や泊を伴う行事、体育大会など、教育支援センターでは体験させることが困難な様々な行事への参加を希望している生徒も、少数ではあるがいたという報告を受けている。これらの状況から、特例校を設置することにより、不登校生徒の社会的自立に向けた支援として、多様な学びの選択項目が一つ増えることになり、一人でも多く、課題を抱える生徒の課題解決につながると考えている。

本市に設置する特例校の特色として、調査研究より京都市立洛友中学校と岐阜市立草潤中学校の特色を参考にさせていただいている。京都市立洛友中学校では、夜間学級が併設されており、年齢の離れた夜間学級の生徒と交流学习や合同授業を通して、特例校の生徒が意欲的に学習に向かう姿勢が、視察の際に非常に印象的であった。また、岐阜市立草潤中学校は、ICTを活用したカリキュラムにより、登校しての学習だけではなく、個々の状況に応じて、家庭と学校の両方での学習や、完全にオンラインでの学習を選択できる教育課程及び学習環境を整備している特例校である。そのような教育課程及び学習環境を整備するメリットを参考にしている。

これらの調査結果から、特例校の設置の方向性を示すと、1つ目に、不登校児童生徒の社会的自立及び自己実現のために、多様な選択肢を提供すること。2つ目に、関係機関等との有機的な連携から、相談窓口の拡充と、不登校児童生徒の個別の状況に応じた教育機会の確保を行うこと。3つ目に、基礎学力の定着を図りながら、社会的自立という目標に向けて、自己肯定感及び自己有用感を醸成するとともに、学習意欲の向上を図ること。最後に、不登校支援の拠点として、本市所管の学校ならびに教職員に指導助言することにより、各校における支援を充実させることである。開校予定場所としては、浪速区にあるもと日東小学校を予定に進めている。併せて、開校予定時期は現段階においては、令和6年

4月としている。

次に、本市特例校の概要について、これまでの調査研究や視察の現状を踏まえて、中学校夜間学級を併設することに加え、不登校生徒の個々の状況に応じて、家庭など、学習場所を自由に選択できることや、多様なカリキュラムの編成や、ICTを活用したりすることにより充実した支援を実施したいと考えている。これらのことにより、文部科学省より通知されている多様な教育機会の確保及び個別最適化された学びの実現をめざすことが可能と考えている。また、特例校には適応指導相談室を併設して、児童生徒への支援全般にかかる助言など、効果的な支援につなげていきたい。

次に、特例校の登校スタイルに応じた、日課表のイメージであるが、日課表モデル①は、家庭で学習し、週に数日を登校するスタイルの日課表モデルである。日課表モデル②については、特例校に毎日登校するスタイルの日課表モデルである。これらのモデルにて、文部科学省への特例の教育課程の申請の準備を進めている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ICTを活用して個別最適化を進めていくことは時代の潮流に対応する手法で効果が期待されます。本市の場合、数校で経済産業省のEdTech補助金を獲得し、先端的教育ソフトウェア実証校になっていると思うのですが、そのようなメリットを特例校に活用していくといったことはありますか。

【福山指導部長】 まだ具体的にどのようにICTを活用するかというところまで進んではないのですが、実証研究校での取組であるとか、これから活用が始まるデジタルドリルであるとか、多様な学びを提供できるようなシステムを考えていきたいというように思っています。

【平井委員】 ICTなどを活用したEdTech教育を実践した場合、生徒のモチベーションの維持が一番のポイントになります。同時に、教師にはどれだけコーチングできるか、リーディングできるかということが求められてきます。オンラインであれ、対面であれ、生徒とどれだけ向き合って関われるか、つまり、教師の役割として、「ティーチャー」と「ファシリテーター」のブレンドが今後の指導法につながっていくのは自明ですから先行研究を十分されて、現場に定着させる工夫をしていただきたいと思います。

【福山指導部長】 ありがとうございます。

【栗林委員】 今後に向けて、非常に意味のある取組だと思っています。日本の学校教

育全体が非常に大きな転換点を迎えていると思っています。私どもは大学で教員を養成するということを主にやっていますが、教員のあり方自体も非常に大きく変わる、変わっていかねばならない時期を迎えています。今、平井先生がファシリテーターというようにおっしゃいましたが、今までは子どもたちは教室へ行って、そこで先生から教えてもらう知識を同じように得て、それを活用するというのが学校のあり方だったと思いますが、それだったら家においてもオンラインなどを活用して自分で手に入れることができるのではないかという、そういう社会に急速に移行しつつあるのです。松井市長が学校現場でICTを推進しなければいけないと考えておられるのも、そういう考えに基づく判断だと思いますので、大阪市でもそういう取組をやっていく必要があると思います。また適応指導教室や特例校と言われているのは、子どもたちも様々な子どもたちがいるわけで、どうしたって勉強の意欲はあるけれども、家庭の環境などの状況によって同じように対応はできないというような、そういう時代を迎えて、その中でも子どもたちの生きる権利だけではなくて、生きる力というものをどう与えていくのかというのは、ファシリテーターとしての教師の役割と言われていると思います。特例校の対象としては学校への不適応な子どもたちをどうするかというふうに捉えられがちですけれども、文科省も積極的に言い出していますが、ギフテッドといわれる特殊能力を持つ非常に優秀な子どもたちがおり、そういった子どもたちも実はこういう学校が抱えている問題と非常によく似た問題を抱えていることがあるのです。学校そのものについて、学校制度を70年もの間変更せずにいる国なんてありません。学校のあり方というのは、常に研究しないとだめなのです。こういう取組を通して、学校教育のあり方をどうするのかという提案をしていくことが、これからの日本の学校教育で非常に重要な役割を果たすと思いますし、今後に向けた学校教育の改革に必ずつながると思っています。非常に重要な取組だと思いますので、ぜひ、私たちもできることがあれば支援していきたいという気持ちでいます。

【福山指導部長】 ありがとうございます。

【異委員】 例えば東京では、民間経営によるものも含めてだと思えるのですけれども7校、8校ぐらいあり、大阪は不登校の生徒が多い中、ちょっと遅れているのだというのが正直な感想ではありました。でも、今からでもこのように手厚い対応施設ができるということは、学習の機会の増加、確保ができるということで大変喜ばしいことだと思いました。次の話になるかもしれないのですが、これは中学校ですよ。

【福山指導部長】 はい。

【異委員】 中学校を卒業した後、高校に進学する生徒や、もしかしたら就職するといような生徒も出てくると思います。学校施設の中には相談室があったり、手厚い対応が行われると思うのです。中学校での教育というところを重点的に置いているので、もちろんそれはいいのですけれど、卒業した後は、高校で不登校の生徒だけが通う高校があるのかどうか分からないのですけれど、一気に社会というか、外との接点ができると思いますので、中学校卒業後も力強く生き抜くことができるように、少しずつ社会との接点だとか、他者との交流というところも盛り込むことが、特にこういう学校は求められるところかと思ひます。次の段階の話かもしれませんが、そういったところも意識した対応をしていたきたいと思ひます。

【福山指導部長】 ありがとうございます。不登校の生徒は孤立しがちなので、教育支援センターや、今回作ろうとしている特例校に来て、様々な人と協働するといひますか、同じところで学ぶことや、また夜間学級もここに併設しようと思ひていますが、色んな年代の方と関わることで、社会性を高める、協調性を高めるということについても教育の目的としていひます。そして社会へ適応できるような力をつけていきたいと思ひていひます。

【森末委員】 今3か所ある適応指導教室は、元々の学校に籍は置きながら、ここで勉強するということになるのですね。ただ、現学校に不登校でほとんど行かないという状況であれば、修学旅行や運動会といった行事は、本当は現学校で参加できるのでしょうか、実際には参加していない状況なののでしょうか。

【福山指導部長】 そうですね。

【森末委員】 そうすると、やっぱり特例校というのは学籍を移して通うということだから、特例校の方を充実させるというのはありなのかなと思ひます。籍はあるけれども、勉強は別のところで行っているとすると、肩身の狭い思いをするだろうし、むしろ、違う学校で心機一転やった方がいいのではないかなという気もします。もちろん、適応指導教室も残しておく必要があるのでしょうか、特例校は費用がかかるとしても、そちらの方を主としていった方がいいのかなという印象はあります。それから、今回特例校を1校設置とのことですが、定員については、どのくらいの人数を考えてらっしゃるのですか。

【福山指導部長】 他都市の学校などを参考に、今段階では、各学年1学級ずつと考へていひますので、3学年3学級です。それから、夜間学級を併設しますので、夜間学級も各学年1ないし2学級程度になるかというように思ひていひます。

【森末委員】 そうすると、今回はもと日東小学校を使用するので、新たに教室をつく

るといったことは必要ないということですか。

【福山指導部長】　もと日東小学校の校舎を改築することで、普通教室及び特別教室は設置できる予定でございます。

【森末委員】　そうすると、もと日東小学校のキャパシティが上限になりますが、今すぐということはないでしょうけれど、それが埋まるということはあるわけですね。

【福山指導部長】　はい。

【森末委員】　だから、将来的には特例校の方を増やしていく必要があるのではないかと思います。それは実際にやってみてどうかという問題はありますけれど、検証したうえで、そういうことも考えていく方がいいかと思いました。

【福山指導部長】　ありがとうございます。

【山本教育長】　それでは、今出たご意見を踏まえて、取組を進めていただいて、また必要に応じてご報告したいと思います。

協議題第19号「令和4年度中学校使用教科用図書の採択について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

5月11日の教育委員会会議では、新たに発行される自由社の教科書について、採択替えを行うか否かを判断するために、7月の調査研究委員会において、自由社の教科書を調査研究し、調査報告資料を作成することになった。本日は、8月24日の教育委員会会議において、採択替えを行うか否かを議決するために、昨年度の答申資料と今回調査した調査報告資料をもとに協議していただきたい。

まず、本日の協議に関わって、この後、自由社の調査報告資料と昨年度採択された発行者の答申資料を比較し、各地区調査研究委員会において協議された内容を踏まえ、採択地区ごと及び中高一貫校ごとにおける自由社の優位性の有無について、説明する。教育委員の皆様には、この間、教科書見本本をご覧いただき、それぞれに調査研究を行っていただいたので、この説明の後に、24日に予定している採択替えを行うか否かに向けた協議を進めていただきたい。

第1採択地区について、総評にある優れている点は、昨年度採択された帝国書院の5つに対して、自由社は2つである。帝国書院に優位性が見られた。また、調査研究委員会では、自由社の復習問題のページは一問一答で知識をおさえるもので、時代の流れの中で学習を振り返るのに工夫を要すること、QRコードがなく、ICT活用の配慮が乏しいことなどに

関する議論があった。続いて、第2採択地区について、総評にある優れている点は、昨年度採択された日本文教出版の5つに対して、自由社は3つであり、日本文教出版に優位性が見られた。また、調査研究委員会では、自由社は対話とまとめ図のページなどで学習内容を振り返ることができるよう工夫されているが、生徒が理解するにあたって表現や内容が難しいことや、文字のフォントが教科書の途中で変わっていることなどの意見があった。続いて、第3採択地区について、総評にある優れている点は、昨年度採択された東京書籍の4つに対して、自由社は2つであり、東京書籍に優位性が見られた。また、調査研究委員会では、自由社はSDGsに関する記述が少ないことや、生徒たちが主体的に学ぶための問いが少ないなどの意見があった。続いて、第4採択地区について、総評にある優れている点は、昨年度採択された東京書籍の6つに対して、自由社は2つであり、東京書籍に優位性が見られた。また、調査研究委員会では、自由社は紙質が薄く、文字が透けている、難しい記述が多いため、生徒が一人で学習しづらいなどの意見があった。続いて、中高一貫校の大阪市立咲くやこの花中学校について、総評にある優れている点は、昨年度採択された日本文教出版の5つに対して、自由社は1つであり、日本文教出版に優位性が見られた。特に、自由社は生徒の興味関心を引き出す工夫がされているが、咲くやこの花中学校が重視している、主体的に課題を解決しようとする態度を養うためには、授業展開に工夫を要するなどの報告があった。最後に、中高一貫校の大阪市立水都国際中学校について、総評にある優れている点は、昨年度採択された東京書籍の4つに対して、自由社は1つであり、東京書籍に優位性が見られた。特に、自由社は伝統と文化の特色など、学習できるコラムが充実しているが、水都国際中学校が重視している議論したりする力を養うためには、問いの難易度が高く、生徒自身が思考・判断したことを説明したり、それらをもとに議論したりする場が設定しづらいなどの報告があった。説明内容や調査報告資料について、ご質問、ご意見等いただき、最後に採択替えを行うか否かの方向性について、8月24日の教育委員会会議においてどのように議論を深めて、採択替えの有無の判断を行っていくか、協議をお願いします。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 只今の事務局からの説明を受け、協議を進めてまいりたいと存じます。事務局からは調査報告資料に基づいた各採択地区、各中高一貫校におけます優位性について紹介をしてもらいました。先生方の方からのご質問、ご意見等がございましたら、よろ

しくお願いいたします。

私としましては、これまでの説明を受けまして、それぞれの地区に相応しい教科書採択となるよう、現場の声を丁寧に聞いて、調査研究をしていただいたというように理解しております。そして、これまでの質疑や協議におきまして、各採択地区及び各中高一貫校における、それぞれに応じた優位性につきまして、調査研究委員会の調査報告どおり、教育委員の皆様方のご意見と大きな違いがないというように考えているところでございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次回8月24日を予定しておりますが、再度、新たに発行されました歴史的分野の教科書につきまして、各採択地区、各中高一貫校について確認をいただきながら、採択替えを行うか否かを公開の場で決定をしまいたいと考えております。ご案内のとおり、公開案件として審議及び採択替えを行うかを確認していくこととなりますので、傍聴の皆様方も相当数おられるということになるかと思っております。そういう面でも、丁寧な確認の作業をさせていただきたいと思っております。私といたしましては、採択権者であります教育委員会の権限と責任において、適正かつ公正な採択、子どもたちにとってより良い採択ということを踏まえまして、当日の運びを考えてまいりたいと思っておりますので、また改めてよろしくお願い申し上げます。

協議題第20号「令和4年度高等学校使用教科用図書の採択について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

新学習指導要領、高等学校の新学習指導要領が、令和4年から学年進行で実施される。それに伴い、新学習指導要領において新たに設定された科目のうち、1年生で履修する科目として、選定答申書に記載されているのが、現代の国語、言語文化、地理総合、歴史総合、公共、英語コミュニケーションⅠ、論理表現Ⅰ、情報Ⅰの8種類がある。本日は、その中から現代の国語を例に、各校の特色を踏まえ、教科用図書の選定理由などについて説明する。

これまで新たに検定済となった教科書を選定する場合は、1つの科目に対して2種類の教科書を選定したが、昨年度の教科書採択において、合理化しながらも、学校がなぜその教科書を選定したのかを明確にすることが大切であるとのこと指摘をいただいたことを受けて、今年度は新たに検定済となった教科書についても、各校の選定調査会が最も適すと考える1種類を選定している。現代の国語は、新学習指導要領において現行の国語総合に

代わり、言語文化とともに新たに設定された共通必修科目で、多くの学校が令和4年度の入学生、1年次に設定している。詳細については、高等学校教育担当課長より説明する。

大西高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

現代の国語は、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して国語で的確に理解し、効果的に表現する資質・能力を育成することをめざす科目となる。現代の国語について、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等を踏まえ、教材の程度、分量、配分が適当かななどを重視して各校が選定した。例えば、東高校については、普通科、理数科、英語科が設置されており、国際的な視野を持つ人材や科学技術の基礎を身につけ、将来の科学者、技術者をめざす人材を育成するための取組を進めている。例年80%を超える生徒が大学に進学しており、生徒のニーズに応じた補習を行う等、きめ細かな進学指導を行っている。現代の国語においては、そうした進学指導の状況に鑑み、内容、学習等に関する観点では、教材の程度、分量、配分、学科等の特色について、生徒の学習状況等に関する観点では、学習指導計画に適するかについて重視するとともに、学力の3要素の育成や、生徒の進路実現に向けた学習に資するかについても考慮し、選定が行われている。続いて、都島工業高校では、機械科、機械電気科、建築科、都市工学科、電気電子工学科、理数工学科の6学科が設置されており、工業分野の専門的知識、技術を身につけた将来の技術者、科学者を育成するための取組を進めている。実験、実習を通して、ものづくりを実践し、思考力・判断力・実践力の育成をめざしている。現代の国語においては、工業高校特有の多様な学科の状況に鑑み、内容、学習等に関する観点では、教材の程度、分量、配分、学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点では、学科等の特色に適するかについて重視するとともに、身近なものから国際的な視点、レポート、小論文の書き方に取り組めるかなど、現代の生徒たちの様々な分野を学ぶ生徒たちのニーズに合致しているかについても考慮し、選定が行われている。各校において教育委員会からの諮問に基づき、当該学校の校長及び教員で組織する各校の選定調査会が、各学校の教育目標や学科の特色、生徒の実態等を踏まえながら調査研究を行ったうえで、答申書が作成されている。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

8月24日に予定している教育委員会会議においては、普通科、商業、工業、総合、定時

制等、校種ごとに1名以上の選定調査委員長が出席する。学校ごとの質問があれば、本日も伺いして、当日、当該校の選定調査委員長が出席し、お答えできるようにしていきたいと考えている。そのうえで採択いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 基本的にその学校が選んだものを尊重すればよいと思うのですが、説明責任を果たせるシラバスをしっかりと構築して公表していただきたいと思います。新学習指導要領は全教科とも従来のものとは異なる新しい視点がかなり入っています。教科によっては分量が増え、取組のあり方も資料読解やグループディスカッションが中心になっていて、協働作業によって最適解を求めることが増えそうなので、時間内で消化しきれぬのかという問題などがあるようです。“見える化”を期待します。

【山本教育長】 高等学校使用教科用図書の採択に向けましては、各校における選定調査会で丁寧に調査研究をしていただきました内容を、十分ご参考いただいたうえで、執行機関であります教育委員会としての意見をまとめていくというような方向でご議論をお願いできればと考えております。高等学校につきましても、次回8月24日に予定されております教育委員会におきまして、再度、各種目について確認をいただきながら、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択を進めてまいりたい。それに相応しい進め方を考えておりますので、先生方のご協力をよろしくお願いいたします。そしてまた、今、平井先生からいただいた貴重なご意見は、それぞれ特性に応じて選んだ教科書を、どのようにして本当に子どもたちにとって実のあるものにしていくかという課題についてでございますので、教育委員会としての各学校に対する要請、また支援といったものについても、採択の場でも議論していただく必要があれば、用意をしていただければと思います。当日に向けてのご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

協議題第21号「大阪市教育振興基本計画について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

6月29日の総合教育会議において方向性等を確認いただいた次期大阪市教育振興基本計画について文案を今回作成した。まだ調整中の項目もあり、本日は記載内容について説明し、委員の皆様方より意見を頂戴したい。

第一編は大綱で、基本理念、最重要目標、施策推進における基本的な方向等について記

載をしている。

1、教育をめぐる現状と計画策定の経過として、国際的な教育をめぐる現状や、国の教育振興基本計画、また、これまでの本市の教育振興基本計画の策定状況等について記載している。これまでの成果と課題として、約10年にわたる教育施策の取組と、その成果に触れるとともに、不登校児童生徒の増加や学力・体力に関する課題への継続した取組の必要性を記載している。

2、計画策定の内容として、計画を大綱として位置づけることや、計画の範囲、他の計画等との理念の共有、計画の期間等について記載をしている。

3、基本理念、最重要目標等として、議論いただき決定した、本計画の基本理念、最重要目標、施策推進における基本的な方向について記載している。最重要目標、安全・安心な教育の推進に向けては、安全・安心に必要なルールを徹底し、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努める。未来を切り拓く学力・体力の向上に向けては、発達の各段階に応じた切れ目のない系統的・総合的な学校園教育の取組により、基礎学力・論理的思考能力を習得し、自己の判断と責任のもとに多様な人々と協働しながら、社会の担い手となる人間を育む。また、今回新たに追加したのが、学びを支える教育環境の充実である。これは2大目標を推進する基盤として、ICTを活用した新たな取組や、教職員の働き方改革を進め、チーム学校として、指導体制の整備を図るとともに、校園長におけるカリキュラムマネジメントを通じた教育活動の質の向上、学習の効果の最大化に取り組むものである。

4、8つの基本的な方向として、3つの最重要目標の達成に向け、重点的に取り組むべき施策の推進に向けた、8つの基本的な方向について、各方向の具体的な内容、個別の施策、方向ごとに施策全体に関わる目標、もしくは特に重点的に取り組む施策の目標を記載している。各基本的な方向で取り組む施策の中でも、特に重点的に取り組むものを二重丸、太字で記載している。目標の設定については、現行計画での目標の達成率が既に100%、ないしこれに近い場合には項目の差替を行うこととし、同一項目とする場合にも、現状維持ではなく全国平均以上、ないしできるだけ高い目標とするよう、各担当に指示しているが、現在調整中の項目もある。本日は計画の肝となる目標・指標の設定等を中心にご意見を頂戴したい。

まず、基本的な方向1、安全・安心な教育環境の実現について、取り組む施策は6つあり、いじめへの対応、不登校への対応については、特に重点的に取り組もうと考えている。目標については、「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に回答する児童生徒の割

合を、全国平均以上の数値となるよう設定した。

方向2、豊かな心の育成については、取り組む施策は5つある。目標については、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか、自分には良いところがありますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合を、ほぼ全国平均となる数値に設定した。

方向の3、幼児教育の推進と質の向上の目標については、就学前カリキュラム、就学前教育カリキュラムを活用、実践する意識が高まってきたと回答する市立幼保の教職員の割合を向上させることとしている。

方向4、確かな学力の育成については、取り組む施策は、4つあり、言語活動、理数教育の充実、主体的・対話的で深い学びの実現については、特に重点的に取り組むべきものと考えている。目標については、全国学テの平均正答率の対全国比を、これまでの調査結果の回帰分析による計画期間の令和7年度の推計値に、学力向上施策の再構築など、新たな取組による効果を織り込んで算出し、新たに科目ごとに目標を設定した。小学校の国語以外は全国平均に達するように設定している。

方向の5、健やかな体の育成については、取り組む施策は2つあり、体力・運動能力の向上のための取組の推進については、特に重点的に取り組むものと考えている。目標については、全国体力等調査における体力合計点の対全国比を向上させ、中学校女子は全国平均を超えるよう設定している。

方向6、生涯学習の支援については、取り組むべき施策は3つある。目標については、一定期間、継続した生涯学習活動を行ったことがある市民の割合を、コロナ前の水準以上となるよう設定した。

方向の7、家庭、地域等と連携、協働した教育の推進については、取り組む施策は2つある。目標については、地域学校協働本部などの仕組みを活かして、保護者や地域の人との協働による活動を行ったと答えた小中学校の割合、これは既に全国平均を15%ほど上回っているが、さらに5%程度向上させるよう設定した。

方向8、人材の育成、ICT等の基盤の整備については、取り組む施策は8つあり、ICTを活用した教育の推進、働き方改革の推進については、特に重点的に取り組むべきものと考えている。目標は、ICTについては、授業日において学習者用端末を毎日使用した学校の割合を100%とすると設定している。働き方改革では、学校園における働き方改革推進プラン等の定めに合わせて、教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教員の割合、教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合を設定している。以上が基本的な方向についての

説明である。

また、5として、教育施策の推進と進行管理について記載している。なお、現計画については、各目標について年度別工程表を載せているが、ほとんどの項目で全期間同一内容が矢印で通されており、掲載する必要性に乏しいということがあるので、今回は省略している。代わりに成果と課題の見える化で記載しているように、年度単位で実施する教育行政点検評価や、局運営方針の指標をこの計画と連動させることで進捗管理を行っていく。以上が第一編大綱に係る主な内容となっている。

次に、第二編、具体的な取組である。

1、施策の体系として、3つの最重要目標、8つの基本的な方向の分類を踏まえて、重点的に取り組むべき31の施策の全体像を記載している。総合教育会議以降の変更点としては、基本的な方向4、確かな学力の育成において、学力向上のための取組の推進（各学校の実態に応じた支援の充実）と、主体的・対話的で深い学びの実現を1つにまとめた。同様に基本的な方向8、人材の育成、ICT等の基盤の整備において、キャリアステージに応じた教育の指導力の向上を、総合教育会議で大森特別顧問からのご意見も踏まえて、教員の指導力向上、人材確保に変更している。また順番を、重点施策のICTを活用した教育の推進と、働き方改革の推進を前に持ってきている。

2、施策の内容として、31の施策ごとに、これまでの成果と課題、2030年以降の社会を見据えためざすべき姿、本計画期間で取り組む主な内容、具体的な取組、指標などについて記載をしている。特に重点的に取り組むものとしている施策の指標について、抜粋してご説明をさせていただく。いじめへの対応の指標については、いじめはいけないことだと思うと回答する児童生徒の割合を全国値以上と設定した。あわせて、いじめの解消率についても、現状値以上に高めることとしている。不登校への対応の指標については、不登校児童生徒のうち、専門的な相談指導等につながった割合を全国値以上と設定した。あわせて、不登校改善率を新たに設定する。主体的・対話的で深い学びの推進の指標としては、調整中ではあるが、話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると回答する割合の向上とともに、学力向上の肝である四分位層におけるD層の割合を全国平均とすることを新たに設定していく。なお、A、B、C、D層の区分は、国が使っている用語であるが、成績評価と直結すると受け取られる恐れがあるため、例えば、学力に課題のある層、といった言い換えなど、次回までに用語の整理をする。言語活動、理数教育の充実の指標としては、言語活動における国語科に限らない学校全体として取組

をしていると回答する割合、友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めている割合を、小中いずれも全国値以上の数値を設定している。体力・運動能力向上のための取組の推進の指標としては、全国体力等調査の、運動が好き、1週間の総運動時間の項目を小中ともに向上させるよう設定している。ICTを活用した教育の推進の指標としては、文部科学省の調査における教員の児童生徒のICT活用を指導する能力に対する肯定的意見の割合を85%に高め、授業日における学校の端末活用割合を100%とする。働き方改革の推進の指標については、部活動指導員の配置された部活の顧問教員へのアンケートや、学校アンケートをもとにしたシステムを有効活用しているという学校の割合を、さらに向上させるよう数値設定をしている。

次に、有識者として、大阪市立大学大学院文学研究科研究科長添田教授と、大阪教育大学副学長森田教授にご意見をいただいたので、基本的な方向ごとにまとめている。現行計画からの変更点で評価いただいている点は、基本的な方向1のいじめへの対応や不登校への対応など、個別に4つの施策としたこと。基本的な方向2を、豊かな心でまとめたところである。課題や取り組むべき内容に関してのご意見については、基本的な方向1では、問題行動やネグレクト、ヤングケアラー等の問題は、関係機関と密接かつ滑らかに連携していくこと。不登校児童生徒のニーズに応えた施策を進めること。方向2では、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が下がり続けていること。方向の4では、個別最適化を進めると同時に、協同的な学びもしっかりと推進すること。方向5では、学校教育だけに閉じた施策とならないこと。方向7では、地域人材等が学校運営に参加しやすい仕組みをつくること。方向8では、働き方改革と教育における不易の部分を引き継いでいくことについて、ご意見を頂戴している。これらについては、推進していく内容をそれぞれ各施策に必要な記載を施している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 基本的な方向4の中で、一番初めに言語活動、理数教育の充実において、思考・判断・表現が入っていますが、総合教育会議の中で読解力の育成というのがありました。思考・判断・表現は新学習指導要領に基づいたものになっていますが、市独自のものとして、読解力の育成ということを入れるべきだと思いました。もう1つは、英語教育の強化について、大阪市の場合は、小1から課外活動で英語指導を行っています。小学校の早期から英語教育が実践されており、かつ、公正公平の観点や費用の観点を重視してGT

ECがされています。そういった諸々の取組が行われている以上、英語教育の強化についても、特に重点的に取り組む項目にすべきではないかと思えます。また、部活動では先般、他の自治体ですが、外部からの顧問やコーチといったものを市全域で導入するという取組も公表されていきました。事例研究されてプラスになるものは本市にマッチするかどうかといった検討もお願いしたいと思えます。そして、教育委員会事務局のガバナンス・マネジメントの下、校園長のカリキュラム・マネジメントが円滑に進むようなより精度の高い組織づくりが不可欠ではないでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 今、いただきましたご意見につきまして、内容への反映を検討させていただきます。

【大竹委員】 方向性は今まで議論しているから、それでいいとは思うのですけれども、この目標値の決め方ですね。例えば、「学校に行くのは楽しいと思えますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合【全国学力・学習状況調査】の82.8%（現状）～86%（2025年度末）というようなもの。最初聞いたときは全国と同じようなレベルにするというような話だったと思うのですけれども、それを2025年には全国レベルではこれぐらい、86%ぐらいになるという予測をして決めているということですか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 令和7年度末の86%といえますのは、直近の令和元年に行われました全国平均が85.8%でして、それを少し上回るとして86%という設定をしております。令和7年度の全国平均がどうなっているかの予想は難しいですので、現在は全国平均よりも3%ほど低くなっていますので、それを全国平均に押し上げるという設定です。

【大竹委員】 全国平均に押し上げるという意味は、現状でも劣っているもので、少なくとも5年後にはそれに追いつきましょうということですか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 そういうことです。

【大竹委員】 他にも色んな数値がありますよね。例えば先ほどの学力テストでも、他はみんな1にしているのだけれども、国語だけは0.95としているのは、現状から見ると、いきなり1に追いつくのは難しいからということで、0.95ということでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 学力テストの平均正答率につきましては、今後施策をうつわけですが、統計的な分析手法等を用いてその効果を分析の上加味しています。算数、国語、数学につきましては、差が比較的小さいので、全国平均を超えるとしておりますが、国語については令和元年度が0.91という、かなり低いところですので、これを4

年後に1.0にもっていくのは分析では難しいといったことがあり、0.95をめざしていこうとしております。

【大竹委員】 いずれにしても、この2025年の末の目標数値は、各校もそれに向かっていくので、その目標設定の根拠だけはしっかり持ったうえで示していく必要があります。例えば先ほど言ったような、現状ではこれだけ遅れているから、3年後には現在の平均値に追いつこうというような目標がいいのか、他都市も上がってくるというように思うなら、もう少し高い目標で頑張ろうとするのか、最後はこの目標値を達成できたか、できなかったかということで評価をされるということから思うと、目標値については、よく現場の校長先生方に落とし込むようにしないと。どういう根拠でこういう数値になっているのか、我々はどういうことを期待しているのか、というようなことは、ぜひ丁寧に説明をして、それに向けて頑張ろうという気になれるようにしてください。確かに、あまり高い目標では、こんなの最初からできないと言われても困りますし、その辺りはぜひ、目標値を達成するための考え方を学校現場と共有してほしいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 はい。承知いたしました。

【巽委員】 本市の最重要目標である安全・安心な教育の推進というところで、一つ、検討いただきたいなというのがあります。児童生徒の自死について、全国的に見ても、2020年、自ら命を絶った児童生徒は500人近くになっていまして、19年と比べて4割以上増えています。この基本計画の中に安全・安心な教育の推進ということで、具体的な中身も色々書いているとは思いますが、自死に向き合うというか、命の教育であったりとか、自分の命を大切に、粗末にしないというところを盛り込んでいかなければいけないのかなと思います。もちろん、学力とか体力もすごく大切なことなのですが、一番大事なのはやっぱり命だと思いますので、どのように盛り込むかというのを、一度検討いただきたいです。コロナ禍で色々、子どももすごくストレスを抱えて、大変な状況だと思いますし、その要因についても様々だと思いますので、具体的な施策というのは難しいとは思いますが、やはり自分の命という、その大切さというのを、ぜひ、盛り込んでいただきたいなと思います。一度、ご検討いただきたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 承知いたしました。

【森末委員】 添田先生と森田先生の意見いただいていますけれど、これはどう位置づけたらいいのかなと。案に対して意見を言っていただき、それを踏まえて修正するという趣旨になるのですか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 教育振興基本条例の中で、計画策定にあたりましては、有識者の意見を聴取するということがございますので、その意見をお聞きしたということで、必ずしもこの意見に拘束されるわけではないですが、できるだけ意見をいただいた以上は、それを盛り込めるようにしたらいいかと思います。現にそれぞれの各項目で記載されている内容で一定対応できているところもございますので、今後これを、どういった形で反映するかについては検討させていただきたいと思います。

【森末委員】 ただ、各先生方は今、対応する項目を見て、おっしゃっているのだと思うのです。そうすると、もちろん尊重はするけれど拘束されないのは分かっていますけれど、何かその先生のおっしゃっていることをもとに、取組をこう変えればいいといったことを議論する場があるのかどうかとかが気になってお聞きしたのですけれど、その辺はどうなのでしょう。意見をもとに修正するということは今のところ考えてらっしゃらないですね。

【仲村首席指導主事】 添田先生と森田先生はこの間、点検評価に関する有識者として見させていただいております、本市の方向性をご理解の上書いていただいているので、概ね教育委員の皆様がおっしゃっていた内容と近いと思っております。特に新しくやらなければならないというようなご提案等は、今のこの文章から見当たらなかったところでございます。

【森末委員】 そうですか。例えば、私の肝いりで進めたもので、基本的な方向の4にある知的ゲームについて、添田先生は知的ゲームと個別最適な学びや、他者との協同的な関係が不明瞭であるという意見を書いていただいています、前回は書いていただいているのですよ。それ自体は先生の意見で全然構わないのですし、それは尊重したらいいのですけれど、どう取り扱えばいいのかなど。要するに、添田先生は知的ゲームを教育委員会でやるものではないとおっしゃっているのですか。

【仲村首席指導主事】 これは元々、添田先生等に見ていただいているときには、項目としてお示しただけであったので、その趣旨目的をこの計画の文章内容の中に、自ら考え、答えを導き出す力を向上させることをめざしてやっていくというように、詳しく書かせていただくことで対応しております。

【森末委員】 知的ゲームについては、論理的思考能力も醸成されるし、三手先、五手先読んで、しかも、相手が人間なので、むしろ、ゲームなんかよりよっぽどいいという個人的意見を持っているのですけれど、こう書いていただいて、じゃあ、この施策2で書いて

ていただいている表現と位置づけであれば、添田先生の指摘については対応できていると考えていいですね。

【仲村首席指導主事】 はい。もう一度、修正を考えたいと思います。

【森末委員】 分かりました。

【平井委員】 有識者の意見として尊重はするものの、その可否についてはこの場で十分に議論をしているわけです。将棋の件については、私はよいと思いますよ。数字だけで測れるものではなくて、非認知能力を高める効果もあるのですから。教育委員会として結論を出して、合意形成の上、進めているのですから質疑に対して十分な説明を加えることが必要でしょう。

【山本教育長】 十分に議論が進んで経過を見てもらえれば、先生方のご議論や趣旨も踏まえた見解になろうかと思しますので、そのあたりは事務局の方で慎重な議論というものを考えてもらうようにします。

【栗林委員】 この教育振興基本計画そのものは、これまでの計画も含めて、全体として私は非常に目配りのきいた計画案に、これまでもなっていたと思っています。そのうえで、さっき大竹先生が指摘されたことに関わってなのですけど、要するに、そういう計画に沿って、今までの教育のあり方を少しでも良くしていきましようということが目標設定になっているわけですよ。中期目標・中期計画というのは、根拠をもって数値を考えているわけですよ。我々も、例えばダイバーシティの女性の教員をこれだけ増やしましようという時には、全体として、こういう目安で、採用を新たにしましようとか、ダイバーシティの目標を達成できるように試算のもとにパーセントを出していくわけです。振興基本計画というのは、基本的にはそういうことを発展させていくという趣旨でつくられていると思いますし、そういう考え方に基づいていると思いますので、大竹先生が言われるのも、そのとおりだと思うのだけれど、根拠は一定程度、問われたときに示せるように考えていないと、上手いかなかったのですけれど、この次、また頑張りますみたいな話では、意義があがらないのではないかなと思います。その点、検討をお願いできたらありがたいと思います。

【山本教育長】 なぜ、計画をつくるかということ、現状良しとしない部分があるから新しい計画を策定して、その望ましいところをめざすわけですよ。確かに、あまりにも荒唐無稽なことを言うというのはおかしいというのは分からないではないけれども、その荒唐無稽な数値に意味があるのであれば、届かないことが分かっている、あえて載せると

いう考え方もあるわけです。教育政策の方で、本来のあるべき数値はこういうことだということ、委員の先生方と一致をしたものをもって、各担当がそれに伴って、そこに挑んでいくということが必要です。あと、今後4年間の計画であり、そこに相応しいものになるように、教育委員の先生方との大事な点を一致させていくためには、審議の時間が必要であれば、十分にやっていただきたいと思います。先生方の色んなお考えを反映させたものにしてもらうように、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

議案第64号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校の教諭で、処分内容については、懲戒処分として停職1月とする。

当該教諭は、電子掲示板で知り合った不特定の相手と、金銭を受ける約束をして、性交類似行為を行った。

本件事案発覚の経緯であるが、当該教諭は電子掲示板を利用して、ある人物と金銭3万円を受け取る条件で、性交類似行為を行う約束をした。令和3年4月3日、当該人物と性交類似行為に及んだが、この時、金銭は受け取っていない。当該教諭は当該人物から脅迫を受け、同月10日、当該人物が当該教諭の自宅に来てトラブルとなり、警察の仲裁を受けた。本件事案の発覚の経緯及び学校の対応についてだが、4月12日、学校に電話があり、当該教諭は不特定多数の者から金銭を受け取って売春行為をしていると旨、連絡があった。同日、教育委員会事務局にも同様の連絡が入ったため、調査を開始したというところである。次に調査の結果、当該教諭への聴き取り内容について、令和3年2月中旬から、3月末までの間に十数人と会い、食事等を奢ってもらった。そのうち、3人と性交類似行為を行い、その対償として現金1万円ずつを受け取ったということである。なお、本件事案発覚の契機となった当該人物との関係については、トラブルとなり、結果として現金はまったく受け取らなかったということである。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
